

タイプ指示	送信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付			
戻			

発注日		
発信	タイノ	校 査

文書課長

公 信 索

(分属)

公 信 送 号	第 号	公 信 日 付	昭 和 年 月 日
大 塚 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 アジア局長 金 沢 参 事 官 参 事 官 主 任 北 東 アジア 課 長		起 索 昭 和 45 年 4 月 24 日 取 集 番 54 内 電 話 番 号 410
受 信 者 在 韓 金 山 大 使		発 信 者 外 務 大 臣	
送 付 先		(希 望 送 付 H)	
件 名 在 日 韓 國 人 遺 骨 の 緊 急 引 渡 し に つ い て			
GA-2		外 務 省	
		回 覧 番 号	

在日韓国人遺骨の緊急引渡シトヒツ

3月12日付貴信政オ1065号ニ関シ、

厚生省ト協議ノ結果、本件引渡シノため、

必要書類及ビ具体的引渡シ方法を

下記ノトナリトスルことトテ、右

韓国側ニ通報の上、シカるべく処理

ナリ。

言21

言2

1. 必要書類 (事前提出のこと)

(1) 死亡者と遺族との身合関係を明らかにするに必要と認められる戸籍の謄本(抄)本。

(2) 遺族が韓国内に居住していることを明らかにするに必要と認められる書類 (韓国政府の証明)

(3) 代理人が東日に遺骨を引取る場合は、遺族の委任状

2. 引渡の方法

遺骨を引渡す場合

遺骨は、日本政府から在日韓国大使

館に渡し、同館より遺族(代理人)

に引渡すこととする。

遺族の住所

② 住所が不明な場合